平成２８年（フ）第１１５２号
大阪府門真市三ツ島２丁目20番５―310号
破産者　山本　浩康
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１９号
兵庫県尼崎市塚口本町２―３―７　池田パンション33号室、開始決定時大阪市中央区上町Ｂ番４―705号
破産者　宮近　秀明
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３７号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番５―807号
破産者　森島　　薫
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８９号
大阪市北区本庄西２丁目22番16―402号
破産者　請川　　良
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８４６号
大阪市天王寺区生玉町７番８号　生玉パークハイツ902号、前住所大阪市阿倍野区王子町１丁目５番24号　プレシャス・ＵＳ803号
破産者　久恒　　豊
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７３号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番63―103号
破産者　山田　浩司
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９３号
大阪府大東市深野４丁目16番12号　福栄ハイツ102号
破産者　古川　雅洋
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７号
堺市中区東山941番地１
破産者　スタジオグッディこと　武田　菊司
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木705番地
破産者　光井婦美恵
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６５号
岡山県都窪郡早島町早島706番地　中山コーポⅠ　102号
破産者　大山　妙子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
静岡県伊豆の国市奈古谷1150番地
破産者　木内　博實
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島64番地１　サンパレス石刀102号、開始決定時の住所愛知県一宮市木曽川町外割田字郷中川田15番地
破産者　加藤　資典
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７６号
大津市秋葉台23番20号
破産者　里見　茂雄
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県宍粟市山崎町三谷57番地４　県営住宅３号棟101号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町田井73番地１
破産者　福元　計之
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２００号
愛媛県松山市築山町12番60号
破産者　村上　直弘
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７７号
高知市札場15番５号　アバンギャルド・プランドール（開始決定時の名称Ｆｒｅｅ　Ｃｌｏｕｄ札場）401号、住民票上の住所・登記簿上の住所高知市三園町242番地
破産者　藤澤　寿幸
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第１７５号
佐賀市大和町大字久池井2257番地　グレープハイツＢ102、前住所佐賀県鹿島市大字高津原5051番地　ユメックスマンションアベニュー鹿島302号室
破産者　重松　直樹
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部